里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業に係る森林整備協定書

公益社団法人　とちぎ環境・みどり推進機構　理事長（以下「甲」という。）、森林所有者○○○○（以下「乙」という。）及び活動組織○○○○（以下「丙」という。）は、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業「以下「多面的事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）

第２条　協定期間は、多面的事業実施年度（複数年の場合は最終年度）の翌年度から起算して、１０年後の年度末とする。

（協定の対象となる森林）

第３条　協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地　○○市・郡○○町大字○○字○○　○○－○　　○○.○ha

所在地　○○市・郡○○町大字○○字○○　○○－○　　○○.○ha

計　○○.○ha

※計画図：国の里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領に規定する「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」（以下「活動計画書」という。）の12に定めるとおりとする。

（活動計画）

第４条　活動組織が行う活動は、活動計画書の７に定めるとおりとする。

（転用等の制限）

第５条　乙は、この協定期間内は、対象森林の他の用途への転用や、区域全部の皆伐を行わないものとする。

２　多面的事業実施により発生した伐採木等を、乙が自らの責任と費用により搬出・利用する場合は、これを妨げない。

３　この協定を結んだ対象森林について、他の用途への転用や皆伐が生じたときは、甲、乙、丙が協議し、原因が乙又は丙の責任によると認められた場合、甲は事業に要した費用の全部または一部を乙又は丙に返還を求めることができるものとする。

（禁止行為）

第６条　丙は、管理活動実施にあたり、甲、乙の承認なしに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 対象森林に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。

(2) 対象森林の形質を変更すること。

(3) 対象森林において火気を使用すること。

(4) 対象森林に工作物を設置すること。

(5) 対象森林に物件の堆積を行うこと。

（責務）

第７条　乙は、対象森林の境界及び所有権等の権利に関して、第三者から異議申し立てがあった場合は、その処理解決に当たることとする。

２　丙は、丙の活動中に発生した事故についてはその責任を負うものとする。

（災害等による損害）

第８条　多面的事業実施後、火災、気象災、病虫害その他の事由により、対象森林に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わない。

（譲渡等）

第９条　乙は、対象森林を第三者に譲渡する場合は、この協定に定められた内容を承継させなければならない。

２　乙は、森林の所有権を第三者に譲渡した場合、甲及び丙に通知しなければならない。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙、丙の協議により定めるものとする。

令和　　年　　月　　日

（※日付は記入しない）

甲　（住所）　宇都宮市竹林町１０３０－２

公益社団法人　とちぎ環境・みどり推進機構

理事長 　 　　　　　　　　　　 大栗 英行　　㊞

乙　（住所）　○○県○○市町○○　○○-○

（森林所有者氏名）　　　　　　　　○○　○○　 ㊞

（※共有の場合は、代表者のみの押印でも可とする。）

丙　（住所）

（活動組織名）　　○○○○○○

（代表者名）　　　　　　　　　　　　○○　○○　　㊞